

発行の
ご案内

株式会社群馬銀行

第2回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)

期間
10年

当初5年間の利率
(平成29年4月29日から平成34年4月28日まで)

年0.50%

以降5年間の利率

(平成34年4月28日の翌日以降)

5年物円スワップのミッド・レート^(※)に
0.43%を加算したものの(小数点以下第3位
を切り上げ)

申込期間：平成29年4月17日(月)～平成29年4月27日(木)

発行の概要

■ 発行価格	各社債の金額100円につき金100円
■ 申込単位	100万円以上100万円単位
■ 払込期日	平成29年4月28日(金)
■ 利払日	毎年4月28日及び10月28日(初回利払日:平成29年10月27日)
■ 償還期限	平成39年4月28日
■ 期限前償還	① 発行会社は、平成34年4月28日に、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、期限前償還がなされる日(以下「期限前償還期日」といいます。)までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができます。 ② 発行会社は、払込期日以降、税務事由 ^(※) または資本事由 ^(※) (以下「特別事由」と総称します。)が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で、期限前償還することができます。
■ 格付	A(R&I)、AA-(JCR)

(注)「実質破綻時免除特約」とは、発行会社について実質破綻事由^(※)が生じた場合、目論見書に記載された「償還の方法」および「利息支払の方法」の規定にかかわらず実質破綻事由が生じた時点から債務免除日^(※)までの期間中、本社債に基づく元利金(ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除きます。)の支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、発行会社は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される特約です。

※「5年物円スワップのミッド・レート」、「税務事由」、「資本事由」、「実質破綻事由」および「債務免除日」の説明につきましては、目論見書をご覧ください。

ご購入にあたっての主なリスク・手数料等・ご留意事項について

- **主なリスクについて** 本社債は、金利水準の変動等による債券価格の下落により損失が生じることがあります。また、発行会社の経営・財務状況および外部評価の変化等により、損失が生じることがあります。
- **手数料等について** お買付け時には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- **ご留意事項について** この表示は本社債の発行に関する情報をお知らせするものです。本社債および発行会社に関する詳細な情報は目論見書に記載されています。本社債の購入をご検討される場合には、弊社から目論見書をお渡し致しますので、必ずご覧ください。

※販売額に限りがございますので、売り切れの際はご容赦ください。

「株式会社群馬銀行第2回期限前償還条項付無担保社債
(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)」の
ご投資にあたっての留意点

販売用資料に記載しております「ご購入にあたっての主なリスク・手数料等・ご留意事項について」については、以下の点につきましてもご留意いただきますようお願いいたします。

◆ 本社債は、預金ではなく、元本の保証はありません。また、預金保険の対象ではありません。

◆ 本社債の主なリスクは以下のとおりです。

①価格変動リスク

本社債の価格は市場の金利水準の変化に対応して変動し、一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。したがって、償還日前に換金する場合には、損失が生じるおそれがあります。

②信用リスク

発行者の経営・財務状況等の変化により、本社債に関する元利金の一部または全部が支払われない可能性があります。

③期限前償還リスク

本社債は、あらかじめ金融庁の確認を受けたうえで、平成34年4月28日に、また税務上または自己資本比率規制上の理由によりその発行日以降に、それぞれ発行者の選択により額面金額100円につき100円の割合で期限前償還される場合があります。期限前償還された場合、当該償還日から後の利息は受け取れなくなります。また、その時点で再投資した場合、期限前償還されなければ得られたであろう本社債の利回りと同等の利回りを得られない可能性があります。

④元利金免除リスク

発行者について、実質破綻事由（※）が生じた場合、実質破綻事由発生以降の元利金の支払いは、原則として行われません。

※内閣総理大臣が預金保険法に定義される第二号措置、もしくは第三号措置または特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を発行者に対して行った場合

⑤劣後リスク

本社債は、発行者に倒産等の事由が発生し、それが継続している場合には、発行者の一般債務が全額弁済されるまで本社債の元利金支払いは行われません。

⑥流動性リスク

本社債を含む劣後社債は、その活発な流通市場は形成されていないため、一般の社債に比べて流動性が劣ります。本社債の購入者は、本社債を売却できないか、または希望する条件では売却できず、金利水準や発行者の経営状況または財務状況及び本社債に付与された格付の状況等により、投資元本を割り込む可能性があります。